

産業廃棄物収集運搬業許可証

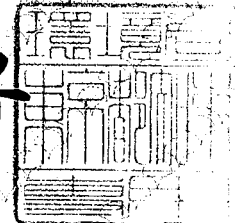
住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 元年 6月29日

許可の有効年月日 令和 8年 6月28日

1 事業の範囲

(1) 収集運搬(積替え保管を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、
紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・
陶磁器くず、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。) (以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(限定条件は裏面のとおり) (以上5種類)

2 積替え保管施設 (詳細は裏面参照)

施設所在地: 東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

3 許可の条件

- 積替え保管施設の作業時間は、原則として5時から17時までとすること。
- 積替え保管を行う産業廃棄物の搬入は全て自ら行うこと。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日 新規許可
令和 元年 6月 29日 更新許可 第5回

5 積替え許可の有無 無

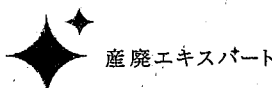
6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

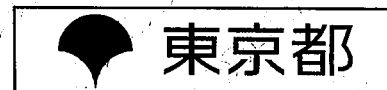
(裏面あり)

認定番号: 4-17-B0004



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目1-2番12号、12番22号

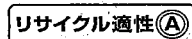
積替え保管面積：2,228㎡ 最大保管高さ：3.3m

| 産業廃棄物の種類 | 保管量 |
|---|----------------------------|
| 燃え殻、汚泥（廃トナーに限る。） | かご付台車4台 : 5.12㎡ |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず （特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物に限る。） | かご付台車 又は直置き : 16.5㎡ |
| 廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。） | パレット2枚 : 1.44㎡ |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず （廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。） | パレット5枚 : 12.9㎡ |
| 汚泥、金属くず（廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。） | パレット2枚 又はドラム缶6個 : 2.30㎡ |
| 汚泥、金属くず（小型充電式電池、ボタン電池（いずれも水銀使用製品産業廃棄物を除く。）に限る。） | プラ容器1個 : 0.07㎡ |
| | 保管量合計 : 38.33㎡ |

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。